

## 町税の納付について

各税（保険料）の最初の納期までに納付書をお送りします。

やはり税金の通知書となると嫌なものです。安平町の行政を進めるうえで、税は貴重な自主財源。どうかご理解のうえ、納税にご協力をお願いします。

また、何か事情があり納税にお困りの方は、相談に応じますので、お気軽に税務課へお越しください。

なお、納税通知書をご覧になつた際、納得できない、間違つていて、と感じられることがあるかと思います。その際は、納税通知書を受け取つた日から60日以内に町に対し異議の申し立てをすることができます。

### 減免について

リストラ・病気・災害などで、昨年より著しく所得が減少した方には減免申請をお勧めします。ただし、著しい所

得の減少の場合、対象となるのは前年の所得が400万円以下（収入で560万円以下）の方に限られ、資力や生活困窮からの回復見込みにより生活に支障がないと認められるときには、減免に該当しない場合がありますのでご承知ください。

いずれにしても、何らかの理由により納税が困難な方にいたり納税相談されるようお願ひします。

### 住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立つており、所得割、均等割ともにある一定以上の所得がある方について課税されます。なお、前年中に退職されていても、住民税は前年の所得（退職に係る分は除く）に対して課税されますのでご留意ください。

### 住民税の年金からの特別徴収について

昨年から住民税の年金から特別徴収（年金天引き）が

始まっています。

この制度の対象となるのは、年金の受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。ただし、介護保険料が特別徴収されている方や、平成22年度の特別徴収税額が年金の額を超える方は特別徴収の対象にはなりません。

また年金以外の所得に係る住民税については従来どおり普通徴収で納めていただきま

す。いずれにしても、6月中旬までに納税通知書が送付されますのでご確認ください。

### 国民健康保険税

住民税は1月1日現在の居

なつた際、納得できない、間違つていて、と感じられることがあるかと思います。その際は、納税通知書を受け取つた日から60日以内に町に対し異議の申し立てをすることができます。

均等割の変更はありません。

特別徴収（年金天引き）対象者は申し出により口座振替に切り替えることができます。

納税通知書については仮徵

取（4月、6月、8月に年金天引き）対象者の方には通知済みですが、10月以降の保険

税は9月中旬までに通知します。普通徴収（納付書で直接納める方法）の方については6月中旬までに発送します。

### 固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方

に対して課税されます。納税通知書は7月上旬に発送します。

### 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

軽自動車の所有者（使用者）は、軽自動車の所有者（使用者）に課税されます。

たのは、「負担調整」といつてバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまふと税負担が大変なので徐々に上げていくという措置を講じているためです。

一方、新築住宅を建てた方で、3年間（5年間）の税額が2分の1（120m<sup>2</sup>まで）に軽減されています。3年（5年）経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ったということです。

※一般住宅は3年間該当。3階建て以上の中高層耐火住宅等は5年間該当。これは、主に二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、新築住宅の軽減が受けられなくなつたかです。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなつた方

これには、主に二つの要因がある場合は軽自動車税の減免を受けることができます。申請は納税通知書が届いてから、納期限の7日前までに手続きをしてください。

土地の課税標準額が上がつたかです。

また使用していない軽自動車